

# 入札説明書

この入札説明書は、福島県立須賀川高等学校無線LAN敷設業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量 福島県立須賀川高等学校無線LAN敷設業務一式
- (2) 業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 公告の日から起算して過去10年以内に、この公告に示した仕様と同等の無線LAN敷設業務の経験を有する者であること。なお、敷設対象施設の種類は問わない。
- (5) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記4(1)に示す場所に書留郵便による郵送又は持参により4(3)までに提出し、当該資格の確認を受けること。

なお、提出された資格確認申請書の審査確認の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）により、入札者に通知するものとする。

なお、期日までに資格確認申請書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

### (1) 無線LAN敷設業務履行実績書

本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について過去10年以内の履行実績を証明するもの（契約書の写し又は発注機関が発行した実績証明等、発注機関・業務内容

・業務期間・契約金額が明示されているもの)。民間、官公庁いずれに対する実績かは問わない。

(2) 福島県内に本店又は支店・営業所を有することを証明する書類

履歴事項全部証明書（登記簿謄本）などを添付すること。なお、写しでも可とするが、その場合は、書類の余白に奥書証明（例：「原本と相違ないことを証明する 令和 年 月 日 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印」と写しの余白に記載し、押印する）をすること。

(3) 返信用封筒

一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の郵送を希望する場合は、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、84円切手を貼った長3号封筒を添付すること。

#### 4 入札書等の提出期限等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項の示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 962-0863

住所 福島県須賀川市緑町 88 番地

福島県立須賀川高等学校 事務室

電話 0248-75-3325 FAX0248-72-7114

電子メールアドレス sukagawa.h@pref.fukushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配布期間

令和3年6月30日（水）から令和3年7月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後4時まで。

なお、配布物は福島県立須賀川高等学校のホームページに掲載する。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限

令和3年7月9日（金）午後4時まで ※必着

(4) 一般競争入札参加資格確認通知書の送付日

令和3年7月13日（火）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和3年7月16日（金）午前10時から

場所：福島県須賀川市緑町88番地

福島県立須賀川高等学校 小会議室

郵送により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年7月15日（木）午後4時までに4(1)に掲げる場所に必着のこと。

#### 5 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（第7号様式）に必要とする事項を記載し、封書に入れて密封し、かつ当該封筒の表に次の事項を記載すること。

ア 氏名（法人にあっては、商号又は名称）

イ 【令和3年7月16日開札 「福島県立須賀川高等学校無線LAN敷設業務」】

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書の写し

#### イ 委任状（第8号様式）

代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ただし、代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

### 6 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、4(5)に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則（昭和39年福島県財務規則第17号。以下「財務規則」という。）第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、4(3)に掲げる期日までに、以下の書類を4(1)に示す場所に提出を行い、県の指示を受けるものとする。

ア 入札保証金納付免除申請書（第5号様式）

イ 履行実績証明書（第6号様式）

(4) 入札保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第251条及び第253条に定めるところによる。

### 7 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記4(5)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記5(2)について指定する書類確認を受けるものとする。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときで、入札者全員が開札に立ち会っている場合は、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

(5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

## 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立須賀川高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により、令和3年7月5日（月）午後4時まで発注者に説明を求めることができる。

回答は、福島県須賀川高等学校のホームページに入札説明書等に関する回答書（第2号様式）を掲載する。

- (2) 入札者は、郵便により入札する場合を除き、所定の日時及び場所に本人又はその代理人が出席して入札書を提出しなければならない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
  - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
  - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

## 11 入札書の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 上記2の入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札書

- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者がした入札の入札書
- (4) 委任状を持参しない代理人がした入札の入札書
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が入札した入札書
- (6) あて先、商号又は名称、記名、押印のいずれかを欠く入札書
- (7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札書を提出し、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (10) 明らかに連合(談合)によると認められる入札書
- (11) 鉛筆書きによる入札書
- (12) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者が提出した入札書

## 12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。  
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

## 13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

## 14 留意事項

- (1) 契約書等の作成
  - ア 委託契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
  - イ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印し

たときとする。

ウ 落札者が、アに定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(3) 契約条項

契約条項は、契約書(案)及び財務規則による。

(4) その他

ア 入札参加資格確認申請に要する費用は、各事業者の負担とする。

イ 入札参加資格確認結果通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式任意）を提出すること。

ウ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

エ この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、本件の委託業務手続き以外の目的に供してはならない。

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記1（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であって、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

### 2（略）

### 別記2（入札保証金の納付等）

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

### 別記3（入札保証金の還付）

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

### 別記4（契約保証金の減免）

#### （契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3)から(15)まで (略)
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17)から(18)まで (略)

2 (略)